社長のための 経営雑学

新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

第139号

平成28年5月17日(火)

発 行：久保総合会計事務所

〒536-0006
大阪市城東区野江4丁目11番6号
TEL（06）6930-6388
FAX（06）6930-6389

◆お役立ち情報

『省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金について』
…2次公募に備えて早めにご準備ください。

「省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金」の1次公募は、平成28年4月22日で締切となりました。この後、申請内容の審査が行われ、6月上旬頃に交付決定される予定です。

そして、1次公募分の採択発表後すみやかに2次公募が開始されます。

2次公募の予算枠は当初の全体予算の3割程度となるため、採択率は厳しくなると思われます。設備の更新にあたって補助金の活用をお考えの方は早めにご準備ください。

特に、申請に必要な以下の書類等については今からご準備ください。

（1）会社概要
（2）商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
（3）建物の登記簿謄本（登記事項全部証明書）
（4）設備の製品カタログ、仕様書
（5）3者分の見積書（販売事業者の押印が必須です。）
（6）既存設備の撤去範囲を示す図表
（7）導入予定設備の配置図

【補助金の概要】
■補助対象事業主
国内で事業活動を営んでいる法人及び個人事業主が対象です。

■補助対象事業
次の事業が対象となります。
◇工場・事業場・店舗等において使用している設備を更新する事業であること。
◇既設設備を省エネルギー性の高い補助対象設備に更新することにより省エネルギー効果が得られる事業であること。

■補助対象経費
対象となる経費は購入する補助対象設備の設備費用のみです。
※設計費、既存設備の撤去費、運搬費、据付・工事費等は対象になりません。

■補助対象設備の設備区分
〇高効率照明
〇高効率空調
〇産業ヒートポンプ
〇業務用給湯器
〇高性能ボイラ
〇低炭素工業炉
〇変圧器
〇冷凍冷蔵庫
〇FEMS（エネルギー監視装置）

■補助金額
対象となる経費の1／3以内で、1事業者の上限は1億円、下限は50万円（中小企業、個人事業主は30万円）です。

補助金の詳細は、事務局である一般社団法人環境共創イニシアチブのホームページからご確認ください。
https://sii.or.jp/kakumeitoushi27r/